記入例③

様式第十一号 (第十条の十関係)

収集運搬業 (積替え保管なし)

水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を 収集運搬する場合

廃止

産業廃棄物処理業

届出書

変更

年 月 日

豊田市長

殿

届出者

∓471−8501

住 所 豊田市西町3丁目60番地

豊田市株式会社

氏 名 代表取締役 豊田 一郎

(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

電話番号 0565-31-1212

平成○○年○月○日付け第09000△△△△△△△号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項に 廃止

ついて したので廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2 変更

許可を持っている品目数

順等を添えて届け出ます。

を記載してください。

許可△品目の水銀使用製品産業 廃棄物を含む収集運搬を行う。

廃止した事業又は変更し た事項の内容(規則第10 条の10第1項第2号に掲 げる事項を除く。)

水銀含有ばいじん等のうち、燃え 燃え殼、ダスト類の収集運搬を行 う。汚泥、廃酸、廃アルカリ、 鉱さいの収集運搬は行わない。

変更した事項の内容(規則第10条の

第1項第2号に掲げる事項)

(ふりがな) 水銀含有ばいじん等と定し 役 職 氏 名 められている品目(燃え 殻、汚泥、廃酸、廃アルカ リ、鉱さい、ダスト類)の うち、許可品目について収 集運搬や積替え保管を行 うかどうかを記載してく ださい。

水銀使用製品産業廃棄物の 収集運搬を行うか行わない かを記載してください。(収 集運搬を行わない場合も「許 可△品目の水銀使用製品産 業廃棄物を含む収集運搬を 行わない」と記載してくださ (1)

旧

※水銀使用製品産業廃棄物 は品目が法令定められてい ないため許可品目全体に対 し含む・除くの限定を行いま す。

由

廃止又は変更の理 | 省令に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたため

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この 様式の例により作成した書面を添付すること。